保護者の皆様へ

育英会等の

奨学金ではありません

**奨学のための給付金**

**の申請が始まります。**

（返済の必要はありません）

（１）奨学のための給付金

通常申請

大阪府内に在住する非課税の世帯、生活保護受給世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給される制度です。

（令和５年度の府民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯対象）

家計急変

（２）「家計急変世帯への支援」奨学のための給付金

家計急変により収入が激減し、保護者等（親権者全員）の府民税及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯であることが要件となっています。

〇　申請について

　　申請する場合は、申請用紙をお渡ししますので、事務室までお知らせください。

　上記（１）（２）では申請用紙が異なりますので、ご注意ください。

* 給付金額や条件等の詳しい制度内容は、茨木工科高等学校全日制ホームページ「奨学のための給付金のご案内について＜受給申請手続きについて＞」をご覧ください。

大阪府立茨木工科高等学校　事務室　TEL：072－623-1331